

2024年3月29日 理事会 制定

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本応用数理学会（以下「学会」という。）一般規程第4条により設置される国際活動委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

第2条（事業）

委員会は、学会執行部と協力し、学会の事業のうち、国際的活動に関わるものを担当する。

第3条（委員）

委員会は、4名程度の学会正会員を委員として構成する。

- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- 3 委員長および副委員長の任期は原則として2年とし、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は学会理事であることが望ましい。
- 5 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が代行する。
- 6 委員の任期は2年とし、重任あるいは再任を妨げない。
- 7 委員は、委員会が推薦し、学会理事会の議を経て、学会長が委嘱する。
- 8 委員の役割分担は、別に定める。

第4条（アドバイザー）

委員会は、委員の他に、アドバイザーを置くことができる。アドバイザーは、委員および学会執行部に、国際活動に関連する助言を行う。

第5条（雑則）

この規程の改廃は、委員会の議を経て学会理事会が決定する。

- 2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則（2024年3月29日学会理事会承認）

この規程は、2024年3月30日から施行する。